

20211230【安全対策情報】不要不急の外出自粛を要請するセブ市行政命令の発出について

【ポイント】

12月29日、マイケル・ラマ・セブ市長は、行政命令を発出し2021年12月30日及び2022年1月2日の両日においては、台風22号による瓦礫等の清掃迅速化のため関係者以外の不要不急の外出自粛を要請しました。

つきましては、セブ市お住まいの方及びセブ市内に来られる用件のある方は十分ご留意ください。

【本文】

12月29日、マイケル・ラマ・セブ市長は行政命令第152号を発出し、2021年12月30日及び2022年1月2日の両日については、セブ市における台風22号による瓦礫等の清掃業務を迅速化できるように、以下の関係者を除き、市民に対して不要不急の外出自粛を要請しました。これにより、市内の主要道路などで重機やトラックによる大規模な清掃作業が優先的に実施されます。また、作業の優先と市民の安全のため、不要不急の自家用車での外出自粛が勧告されています。

(本件行政命令の対象外となる者)

- 1 医療関係者
- 2 救急隊員
- 3 政府関係者および従業員
- 4 物資の配達車両の運転手とその人員
- 5 許可を受けた報道関係者
- 6 農業及び漁業関係従事者
- 7 急病人
- 8 清掃業務従事者
- 9 当局により承認された者

セブ州政府公式フェイスブック

(セブ市行政命令152:健康と安全強化のための外出自粛要請)

<https://www.facebook.com/cebuinfo/posts/4338082489630923>

2 上記両日とも在セブ総領事館「台風オデット被害連絡・相談窓口」は設置しておりますが、同窓口を利用される方については、本件行政命令に留意いただき、万が一外出理由を問われた場合には十分説明できるようにしておいてください。

・・・・・・・・・

この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信さ

れています。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html